

市政記者クラブ 様

障害者基本計画に関するお問い合わせ
健康福祉局障害企画課
担当：新美・宮地（TEL 9 7 2－2 5 7 7）

障害福祉計画に関するお問い合わせ
健康福祉局障害者支援課
担当：高木・海付（TEL 9 7 2－2 5 5 7）

障害児福祉計画に関するお問い合わせ
子ども青少年局子ども福祉課
担当：守屋・杉浦（TEL 9 7 2－3 0 2 1）

「なごや障害児者福祉プラン」の策定について

このたび、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現に向け、各施策を総合的かつ計画的に推進するため、「名古屋市障害者基本計画」、「名古屋市障害福祉計画・名古屋市障害児福祉計画」を一体にした「なごや障害児者福祉プラン」を策定しましたので、報告します。

記

1 計画の概要

	障害者基本計画(第5次)	第7期障害福祉計画	第3期障害児福祉計画
趣旨	障害者施策の総合的・計画的な推進を図ることを目的として、 本市の障害者施策の基本的理念 を定める計画	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策 を定める計画	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策 を定める計画
計画期間	令和 6 ～ 1 1 年度 6 年間 (3 年を経過した時点で中間見直し)	令和 6 ～ 8 年度 3 年間	
根拠法令	障害者基本法 (第 1 1 条)	障害者総合支援法 (第 8 8 条)	児童福祉法 (第 3 3 条の 2 0)

2 計画冊子の配布

(1) 配布場所

市民情報センター、各区役所、支所、保健センター等

(2) 配布時期

令和6年5月30日（木）

なお、5月15日（水）から市公式ウェブサイト上で計画を公開

3 その他

パブリックコメントに寄せられた市民意見に対する市の考え方についても、上記2「計画冊子の配布」の配布場所及び配布時期より配布します。

(1) 実施期間 令和5年12月27日（水）から令和6年1月25日（木）まで

(2) 意見提出 27人／123件